（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第四条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第百十条第一項中「、第二十一条」の下に「、第二十五条の五第二項、第二十五条の九」を、「除染則第六条第二項」の下に「、第二十五条の五第二項及び第二十五条の九」を加える。

第百十二条第一項及び第百十九条中「第二十一条」の下に「第二十五条の五第二項、第二十五条の九」を加える。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項中「第二十条第一項」の下に「及び第二十五条の九」を加え、「第二十七条第二項」を「第六条第二項、第二十一条、第二十五条の五第二項及び第二十五条の九中「離職した後」とあるのは「離職した後（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供を終了した後）」と、同令第二十七条第二項」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第六条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）の項中「第六条第二項」の下に「、第二十五条の五第二項又は第二十五条の九」を加え、「第七条」を「第七条第一項若しくは第二項又は第二十五条の六第一項」に改める。

別表第二東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の項中「第六条第二項」の下に「、第二十五条の五第二項又は第二十五条の九」を加え、「第七条」を「第七条第一項若しくは第二項又は第二十五条の六第一項」に改める。